

障 福 第 1403 号
令和 6 年 1 月 17 日

指定障害福祉サービス事業所等
運営法人代表者 様

水戸市福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者等実践研修受講に係る実務経験期間の特例について（通知）

日頃より本市の障害福祉行政にご理解ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行うものとしてこども家庭庁長官が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示 230 号）」については、令和 5 年 6 月 30 日に改正され、同日適用されたところです。

従来、基礎研修終了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（以下「OJT」という。）の期間を「2年以上」としていたところ、今回の改正により、基礎研修受講開始時においてサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしている者が、障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する旨を指定権者に届け出た場合に、当該期間を「6か月以上」に短縮すること可能となります。

この度、指定権者への届出の手続きについて、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、本通知につきましては、水戸市ホームページにも掲載いたしますので、ご承知おきください。

別紙

1 OJTの期間を「6か月以上」に短縮する特例要件（次のいずれにも該当すること。）

- (1) サービス管理責任者等基礎研修開始日前日までに、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- (2) 水戸市に届出をしたうえで、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画（原案）作成までの一連の業務に6か月以上従事すること。

※やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所においては、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務に従事すること。

2 水戸市への届出

1の要件のすべてを満たす方で、特例の適用を受けたい場合は、次のとり、水戸市へ届け出てください。

(1) 必要書類

- ア 個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書
- イ 個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書（写し）（受付印押印返信用）
- ウ 実務経験証明書（基礎研修開始日前日までに配置要件を満たすことが確認できるもの）
- エ サービス管理責任者等基礎研修修了証書（写し）
- オ サービス管理責任者等研修受講資格取得研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間））修了証（写し）又は相談支援従事者初任者研修了証（写し）
- カ 資格証等の写し
- キ 返信用封筒（返信宛先を記入し切手貼付）

(2) 届出の時期

ア 届出書は、OJTを開始する10日前までに提出してください。

※既にOJTを開始している場合は、令和6年1月31日（水）までに提出してください。

(3) 届出書の提出方法

水戸市障害福祉課あてに郵送または持参により提出してください。受付印を押印した届出書（写し）を、後日返送いたします。

※受付印が押印された届出書（写し）については、サービス管理責任者等実践研修の受講要件を満たすことを証明するものですので、大切に保管してください。